

司法書士の専門性を生かした 事例の報告

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

財産を調査した結果、遺産分割、 不動産の売却等を要した事例

【概要】

- Aさん 90歳代前半 夫が10年前に他界し、自宅に独居
- 遺族年金を月額15万円、共済年金を月額7万円受給
- 実姉の娘二人と養子縁組をしたが折り合いが悪く、高校を卒業すると二人とも就職して家を離れてから疎遠となり、夫の葬儀の時に会った程度
- 遺産分割協議がまとまらず、自宅・賃貸している旧住宅は夫名義のまま
- 自宅の風呂場で転倒して緊急入院し、病院で治療を続けている
- 令和元年から成年後見制度利用（保佐類型）

生活歴・保佐人選任までの経緯

女学校卒業後、団体職員となり、結婚を機に退職
その後は、自宅で茶道教室を開いていた

風呂場で転倒し身動きが取れなくなっていたところ、翌日、近所の住民が異変に気付いて消防署に通報。救急隊に救助された

入院後、認知症とみられる症状が急激に進行し、意思疎通が困難となり、入院費を支払うことができない状況が続いた。病院の相談員が中核機関に相談

中核機関からの要請で本人申立ての書類を作成した司法書士が保佐人に選任された

生活が安定するまでの間、保佐人が行ったこと

時期	内容	
審判確定前	<p>中核機関から司法書士に申立書作成等に関する相談が寄せられ、司法書士は申立前に病院へ通い2週間に1回程度の面談を重ねた。服薬治療の処方の変更されたためか、徐々にせん妄の症状が落ち着いてきて、本人が、「あなたが後見人になってくれるなら成年後見制度を利用したい。」と希望したため、候補者となる。</p>	
令和元年5月	<p>保佐開始及び保佐人に対する代理権付与の審判確定</p>	
令和元年6月	<p>亡夫の甥が管理していた預金通帳を預ったほか、近隣の金融機関に口座の有無を照会。全ての口座について代理権付保佐人の届出をし、滞納していた入院費を支払った。</p> <p>また、役場の税務課で本人名義の不動産について固定資産名寄帳の写しを取得しようとしたところ、本人名義の不動産はなく、亡夫名義の不動産があることが判明した。</p>	<p>○</p> <p>○</p>

生活が安定するまでの間、保佐人が行ったこと

時期	内容	
令和元年7月	<p data-bbox="388 261 1765 482">通帳への入金状況から旧住宅の賃借人が家賃を滞納していることが判明したため、滞納している家賃の総額を確認し督促。滞納家賃の支払について合意(和解契約を締結)したが、その後も毎月の家賃の支払さえ遅れがちで、滞納家賃全額を回収することはできなかった。</p> <p data-bbox="388 546 1765 818">借主から「借家が築30年を経過していて、あちこち雨漏りしている。窓や玄関ドアの開閉がスムーズではない等の不具合もあるので、家賃を減額してほしい。」との要望があった。その旨を本人に伝えたところ、「これから大金を掛けて修繕するつもりはないので、出て行ってほしい。」との意向だった。</p> <p data-bbox="388 832 1765 1160">借主にその旨を伝えると、「転居先が見つからない。どうしたら良いか？」との反応だったため、保佐人は、役場の公営住宅担当職員に事情を説明し、入居申込手続の相談に乗るよう依頼した。また、公営住宅の申込書を入手し、借主に届けて申込手続をするよう勧めた。借主は、職員に教えてもらいながら公営住宅の申込書を提出し、公営住宅へ入居できることとなり、3か月後に旧住宅から退去した。</p>	<p data-bbox="1804 325 1852 375">○</p> <p data-bbox="1804 1125 1852 1175">○</p>

生活が安定するまでの間、保佐人が行ったこと

時期	内容	
令和元年10月	<p>旧住宅の解体費用の見積を取ったところ、200万円であった。また、公図(法務局備え付け図面)を取得したところ、建物の底地が公道に接していない袋地であることが判明し、建物を取り壊したとしても売却が困難であることが分かった。</p> <p>そこで、公道に出るために通行している隣地の所有者を探して土地の買取りを打診したところ、「建物解体手続は買主がとることを前提に、土地の本来の価額(不動産会社の査定額)から建物解体の諸費用額を差し引いた金額で土地・建物を買ってもよい。」との申出を受けたので、本人に伝えたところ、「それでいいから売ってほしい。」との意向だった。</p> <p>しかし、建物は解体予定なので未登記でも問題とならないが、土地が亡夫名義のままだったので、売却予定物件以外の不動産も含めて、養女二人と保佐人とで遺産分割協議を行った。地元を離れている養女たちは、「不動産は要らないので、お金でもらいたい。」と主張したため、土地・建物の全てを本人が相続し、養女二人には土地・建物の評価額の合計金額から建物解体費用の額を差し引いた額の各法定相続分割合に相当する金額を代償金として支払うことで合意した。</p> <p>相続登記完了後、旧住宅を隣地所有者へ売却し、買主とともに所有権移転登記の申請をした。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

生活が安定するまでの間、保佐人が行ったこと

時期	内容	
令和元年11月	<p>年齢的にも身体状況が回復して自宅へ戻って一人暮らしをすることは困難であると判断し、本人が「自宅も売却して現金化し、お世話になった友人や地方公共団体に寄附したい。夫や自分の永代供養も、今のうちに話を付けておきたい。」との意思を強く示したので、菩提寺の住職と打合せをし、あらかじめ家庭裁判所にも相談した上で、本人の葬儀費用と夫婦二人分の永代供養料、墓じまいの費用を本人の生前に納める契約を締結し、菩提寺である宗教法人の口座へ送金</p>	
令和元年11月	<p>自宅の売却を進めるにあたり、底地の登記地目が雑種地だったため、土地家屋調査士に土地の地目変更登記の申請を依頼したところ、現地調査の際に境界標が失われていることが判明した。そこで、境界標の復元を依頼したところ、地積更正登記が必要であることも判明。その手続のため隣地所有者とともに現地において立会を行った。また、建物が未登記であったため、建物表題登記の申請も依頼し、表題登記完了後、保佐人が所有権保存登記を申請した。</p>	<p>○ ○</p>
令和元年12月	<p>家財道具の処分について、本人から要請を受けて毎晩のように病室へ足を運び本人の意向を確認した。本人の意向は二転三転したが、最終的には、知人に声を掛け、欲しい物があれば持っていきもらい、古物業者を手配して、茶道具、和服等の売却可能な物品は業者に引き取ってもらい、仏壇・神棚等は魂抜き等の供養を依頼し、残った家財道具等は廃棄処分した。</p>	<p>○</p>

生活が安定するまでの間、保佐人が行ったこと

時期	内容	
令和元年12月	土地の地目変更登記及び地積更正登記並びに建物の表題登記及び所有権保存登記が完了し、家財の処分が済んだので、いよいよ自宅の土地建物を売却できる状態が整った矢先に、本人は夕方脳梗塞となり、翌朝死亡した。	
令和元年12月	役場の戸籍係に死亡届を提出し、菩提寺の住職と打ち合わせたとおり、本人の遺体を菩提寺に搬送して24時間安置し、火葬・葬儀を経て納骨した。	

成年後見制度を利用するきっかけは入院費を支払うためであったが、保佐人に就任して財産調査を行ったところ、遺産分割が必要であることが判明した事例である。

夫の遺産が不動産のみで、遠方に住む養女たちが代償分割を主張したため、本人の預貯金から代償金を支払った。相続した不動産を全て売却できれば代償金、測量費用、登記費用、家財処分費用等を回収できる見込みであったが、本人の急死により全部の売却前に保佐が終了した。

夫婦の永代供養料、本人の葬儀費用、墓じまい費用を菩提寺に納めたこともあり、終了時における本人の預貯金は、就任時から600万円余り減少した。

非常に労力を使った事件だったが、就任期間が半年と短かったこと、遺産分割で本人の財産が法定相続分以上に増えたわけではないこと、相続した土地を一部売却したが建物解体費用と相殺したため、固定資産評価額よりも大幅に低い代金で売却したこと、何よりも本人の預貯金が数十万円しか残らなかったため、報酬には反映されなかった。

親族からの経済的虐待があった事案

【概要】

- Bさん 80歳代半ば 妻と子どもが二人
- 団体職員を定年まで勤めて退職
- 厚生年金(月額約15万円)受給
- 釣りをしていた際に岩場で転倒し、救急搬送され、入院中

生活歴・補助人選任までの経緯

- 若い頃からパチンコや趣味への浪費等で家族を困らせてきたため、家族関係は非常に悪かった。子どもは二人とも地元を離れていて、妻は、体調を崩して子どもの住所の近くの施設に入所している
- 釣りをしていた際に岩場で転倒し、救急搬送されて入院。転倒した際の外傷が原因でストマを使用している
- 親族が入院費を支払わなくなったため、病院の相談員が中核機関に相談したところ、「成年後見制度を利用してはどうか。」と提案された。相談員が本人に成年後見制度の利用を勧めたところ、本人が利用を希望したため、中核機関からの要請により本人申立ての書類を作成した司法書士が補助人に選任された

生活が安定するまでの間、補助人が行ったこと

時期	内容	
審判確定前	中核機関から司法書士に相談が寄せられたので、申立前に病院へ出向き1週間に1回程度の頻度で面談をした。成年後見制度を利用したいとの本人の意思を確認した上で、司法書士が本人申立ての書類を作成し、自ら候補者となった。	
平成28年7月	補助開始及び補助人に対する代理権付与の審判確定	
平成28年7月	近隣の金融機関に口座の有無を照会するとともに、病院が預かっていた預金通帳の引渡しを受けて、全ての口座について代理権付補助人の届出をして、改めて預金残高を確認したところ、3万円足らずに減少していることが判明した。	○
平成28年7月	日本年金機構(年金事務所)に通知等送付先・受取機関変更届出書を提出し、年金の振込口座を変更した。	○

生活が安定するまでの間、補助人が行ったこと

時期	内容	
平成28年7月	<p>親族(子)に電話で問い合わせたところ、「父の年金が振り込まれる口座の通帳とキャッシュカードを預かって入院費を支払うつもりだったが、母の施設費や医療費や交通費を支払ったら、お金がなくなった。」とのこと。</p> <p>これまでに支払った医療費や施設費の領収書のコピーの提出を求めたところ、使途不明金は50万円程度であったが、「戻せるお金はない。」とのこと。</p> <p>自分の入院費さえ支払えない状況なので、当分の間、妻への日常生活費の送金はできない旨を親族に伝えたところ、「病院の相談員が言っていたことと話が違う。」と怒りを爆発させた。</p>	
平成28年7月	<p>自宅に届いている郵便物を調査したところ、水道料金、電気料金、電話料金、NHK受信料の請求書のほかに、未払金の請求書(ガス代、水道修理代金、車検代金)を発見した。</p>	○
平成28年7月	<p>本人が一時帰宅や在宅復帰を希望していたため、電気、電話、NHKの受信契約は維持し、水道使用契約のみを休止した。ガスは料金未払のため既に止められていたことを確認した。</p> <p>他の債権者に対して補助人に就任した旨を通知し、返済計画書を作成・提出して分割払について承諾を得た。車検代金は未払だったが、対象の自動車は既に廃車となっていることを確認した。</p>	○

生活が安定するまでの間、補助人が行ったこと

時期	内容	
平成28年8月	振込口座を変更して受け取った年金で、まずは未払だった入院費を分割して支払い始めた。	
平成28年8月	本人の自宅で開催されたサービス担当者会議に本人とともに参加。病院の相談員、地域包括センターの職員、ケアマネジャーが同席し、本人の動作確認したり、居宅介護費用の概算額を計算したりして在宅復帰の可能性について話し合った。	○
平成28年12月	過去の入院費(未払分)を完済したため、支払を遅滞していたガス代、水道修理代金及び車検代金の支払を開始した。	
平成30年6月	病院内で転倒したことをきっかけに身体機能が著しく低下したことから、本人が在宅復帰を諦めたため、電話、電気、NHK受信契約を解除した。	○
平成30年6月	未払金を完済したのを機に、妻への日常生活費の送金を再開した。	○

本件は、親族対応が困難な事案として専門職が適任と判断され補助人に選任された。

本人は月額15万円程度の厚生年金を受給していたが、そのために入院費が月額10万円程度と高額だった。

就任時、預貯金・現金はほとんどなかったが、生活保護受給ではないことから成年後見制度利用支援事業(申立費用・報酬の助成)の対象とならず、申立費用も1年後の事務報酬も、確保することはできなかった。

司法書士に推薦依頼があるケース (司法書士が専門性を発揮しているケース)

1 本人を支援する体制がない又は希薄等により身上保護上の課題がある

- (1) 未婚・配偶者が既に死亡し、子がない
- (2) 配偶者又は子、兄弟姉妹等がいても、過去の経緯により関係が断絶し、協力が得られない
- (3) 虐待(ネグレクト、経済的虐待等)
- (4) 親族間に紛争があり親族・関係者間の調整、事務の公正性に注意・配慮が必要
- (5) (権限の有無は別として) 医療同意、死後事務等への適切な検討・対応が予想される

2 財産管理上の課題がある

- (1) 財産(資産・負債)状況が不明(調査が必要)
- (2) 財産を搾取されている(又は搾取されている可能性が窺われるので調査等対応が必要)
- (3) 消費者被害を受けている(又はを受けている可能性が窺われるので調査等対応が必要)
- (4) 多数の借金や未払金があり、全体の収支予測が困難
- (5) 不動産の管理(空家、多数の不動産、不動産の広域所在 etc.)
- (6) 不動産の売却
- (7) 土地の境界確定が必要
- (8) 相続・遺産分割手続が必要
- (9) 債権の回収
- (10) 訴訟(債務不存在確認請求、抹消登記請求、地代・管理費等請求 etc.) 対応(応訴を含む)